

○大崎市空家バンク実施要綱

平成29年12月1日

告示第185号

改正 令和4年3月31日告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、大崎市における空家の有効活用を通して、地域の活性化を図るため大崎市空家バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、この告示は、空家バンクを介さない空家の取引を妨げるものではない。

(令4告示57・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が居住を目的として建築し、おおむね1年以上居住していない建物をいう。
- (2) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者等が空家に係る情報を登録し、市が当該情報を利用希望者に提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空家に係る所有権を有し、当該空家の売却又は貸付けを行うことができる者をいう。
- (4) 登録物件 空家バンクへ登録を行った空家をいう。
- (5) 利用希望者 登録物件の利用を希望する者をいう。
- (6) 登録事業者 次の各号のいずれにも該当する事業者のうち、空家の調査、売買又は賃貸借の媒介をするため、本要綱に基づき登録した事業者をいう。
  - ア 県内に事業所を置いていること。

イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有していること。

ウ 国税及び地方税を完納していること。

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配している等市長が特に不適格と認める者でないこと。

（令4告示57・一部改正）

（市の役割）

第3条 市の役割は、次に掲げるものとする。

- （1） 空家の把握及び所有者等に対する空家バンクへの登録勧奨
- （2） 空家バンク周知のための広報
- （3） 空家バンクを利用した移住定住の促進
- （4） 登録事業者の募集及び登録
- （5） 登録事業者による空家の媒介の勧奨

（令4告示57・一部改正）

（空家の登録等）

第4条 空家バンクに空家を登録しようとする所有者等は、大崎市空家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 空家及びその敷地の所有者が分かる登記簿謄本等の写し
- （2） その他登録にあたって市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があった場合で、その内容を適当と認めたときは、空家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録が完了したときは、大崎市空家バンク登録完了通知書（様式第2号）により当該所有者等に通知するものとする。

（令4告示57・全改）

（登録事業者の登録等）

第5条 空家バンクへ登録を希望する事業者は、大崎市空家バンク事業者登録申請書（様式第3号。以下「登録事業者申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 第2条第6号イの免許の写し

（2） 納税証明書

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合で、その内容を適当と認めたときは、当該事業者を登録事業者として大崎市空家バンク事業者登録簿（様式第4号）に登録し、大崎市空家バンク事業者登録通知書（様式第5号）により登録事業者に通知するものとする。

3 登録事業者の登録期間は、登録日から2年間とする。

4 登録期間が終了した登録事業者は、登録事業者申請書を提出し、再度登録を申請することができる。

（令4告示57・全改）

（事業者登録内容の変更）

第6条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録の内容に変更があったときは、大崎市空家バンク事業者登録内容変更届（様式第6号）により遅滞なく市長に報告しなければならない。

（令4告示57・全改）

（登録事業者の登録取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による登録を取り消し、大崎市空家バンク事業者登録取消通知書（様式第7号）により当該登録事業者に通知するものとする。

（1） 登録事業者から大崎市空家バンク事業者登録廃止届出書（様式第8号）が提出されたとき。

（2） 内容を偽って申請したとき。

（3） その他市長が適当でないと認めたとき。

（令4告示57・全改）

（登録事業者による媒介）

第8条 所有者が登録物件の媒介を希望する場合は、登録事業者は、当該空家を調査し、売買又は賃貸借が可能と認められる場合は、空家情報登録リスト（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、前項の規定による調査及び所有者等との交渉の結果並びに当該登録物件に係る媒介契約の成否について、大崎市空家バンク制度媒介交渉結果報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 登録事業者は、前項の契約を更新したとき又は解除したときは、大崎市空家バンク制度媒介契約更新・解除報告書（様式第11号）を、市長に提出しなければならない。

（令4告示57・全改）

（空家バンクの利用）

第9条 利用希望者が登録物件の賃貸又は購入を希望するときは、所有者又は登録事業者と直接交渉を行うものとする。

（令4告示57・全改）

（売買契約等の結果報告）

第10条 所有者は、前条の交渉の結果登録物件の売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、大崎市空家バンク制度契約結果報告書（様式第12号）により速やかに市長に報告しなければならない。

（令4告示57・全改）

（空家バンクからの登録抹消）

第11条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空家バンクから抹消することができる。

- （1） 前条の報告書の提出があったとき。
- （2） 所有者等から空家バンク登録取消申込書（様式第13号）の提出があったとき。
- （3） 前2号のほか、市長が必要と認めたとき。

（令4告示57・全改）

（守秘義務）

第12条 この告示に基づく業務に従事している者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（令4告示57・旧第13条繰上・一部改正）

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（令4告示57・旧第14条繰上・一部改正）

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第57号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大崎市空家バンク登録申込書

大崎市長 様

申込者氏名	
申込者住所	〒
電 話	
F A X	
E-mail	

このことについて、大崎市空家バンク実施要綱の趣旨等を理解するとともに、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり下記の注意事項の内容を理解し同意の上、空家バンクへ登録を申し込みます。

記

注意事項

- (1) 契約に関するトラブル等については、市は一切の責任を負いません。
- (2) 申込みされた個人情報、「利用希望者」への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。
- (3) 登録が完了したとき、登録完了通知書を送付します。
- (4) 登録が完了した空家については、ウェブサイト等に掲載します。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

大崎市空家バンク登録完了通知書

様

大崎市長



年 月 日付で申込みのあった空家物件については、次のとおり登録を完了したので大崎市空家バンク実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 1 物件管理番号 | 物件管理番号             |
| 2 登録日    | 年 月 日              |
| 3 登録内容   | 別添の空家情報登録リスト記載のとおり |

様式第3号（第5条関係）

大崎市空家バンク事業者登録申請書

申請日： 年 月 日

フリガナ 会社名	
住所	
代表者氏名	
電話番号	
Fax	
e-mail	
主な活動地域	全域・古川・松山・三本木・鹿島台・岩出山・鳴子温泉・田尻
会社紹介	（80字以内）
事業者登録の 要件	いずれかに○印を記入
県内に事務所を置いています。	はい ・ いいえ
国税及び地方税の滞納はありません。	はい ・ いいえ
暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配している等市長が特に不適格と認める者でない。	はい ・ いいえ

申請者住所又は所在地

申請者 会社名

代表者名

【添付書類】 1 宅建免許の写し

2 納税証明書

様式第4号（第5条関係）

大崎市空家バンク事業者登録簿

登録番号 年度	登録年月日	登録有効期限	会社名	住所	代表者名	宅建免許 番号	電話番号	HP アドレス
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

様式第5号（第5条関係）

第 年 月 日

大崎市空家バンク事業者登録通知書

住所又は所在地

代表者名 様

電話番号

大崎市長 

年 月 日付で申請のあった大崎市空家バンク事業者登録について、大崎市空家バンク実施要綱第5条第3項の規定により、事業者登録簿に登録しましたので通知します。

有効期限 登録日 年 月 日から 年 月 日まで

登録番号 年度一 番

様式第6号（第6条関係）

大崎市空家バンク事業者登録内容変更届

届出日： 年 月 日

以下のとおり登録内容の変更について届け出ます。

申請者住所又は所在地

申請者 会社名

代表者名

※変更した内容のみ記入

フリガナ 会社名	
住所	
代表者氏名	
電話番号	
Fax	
e-mail	
主な活動地域	全城 ・ 古川 ・ 松山 ・ 三本木 ・ 鹿島台 ・ 岩出山 ・ 鳴子温泉 ・ 田尻
その他変更点	

様式第7号（第7条関係）

第 年 月 日

大崎市空家バンク事業者登録取消通知書

住所又は所在地

代表者名 様

電話番号

大崎市長 印

次のとおり事業者登録を取り消したので、大崎市空家バンク実施要綱第7条の規定により通知します。

登録番号	第 号
取消日	年 月 日
取消理由	

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

大崎市空家バンク事業者登録廃止届出書

大崎市長 様

住所又は所在地

代表者名

電話番号

次のとおり事業者登録を廃止したいので、大崎市空家バンク実施要綱第7条の規定により届け出ます。

登録番号	第 号
取消理由	

様式第9号（第8条関係）

空家情報登録リスト

物件管理番号				申込年月日： 年 月 日	
1	物件の所在地	〒			
2	用途地域				
3	建築年月日	(築年数 年)			
4	空家になった時期				
5	お問合せ先 (登録事業者)	会社名			
		住 所			
		電話番号 Fax			
		E-mail			
建物の状況					
6	構 造		16	延床面積	1階
7	電 気				2階
8	水 道				合 計
9	ガ ス		17	間取り	
10	台 所		18	地 目	
11	風 呂		19	敷地面積	
12	トイレ		20	駐車場等	
13	下 水		21	物 置	
14	テレビ回線		22	法令上の制限	
15	インターネット環境		23	取引形態	1 売買可能 2 賃貸可能 3 売買・賃貸ともに可能
24	価格等	売却希望価格	万円	賃 料	万円/敷金 万円
25	特 徴 P R 箇所				
26	その他				

間取り	外観 1 (写真)
	内観 1 (写真)
内観 2 (写真)	内観 3 (写真)

交通アクセス	
駅	
バス停	
病院	
小学校	
中学校	
スーパー	
コンビニ	

<p><b>【注意事項】</b></p> <p>※大崎市空家バンク登録申込書と併せて提出願います。</p> <p>※空家の間取り図，内観・外観が分かる写真の添付をお願いします。</p> <p>※空家情報登録リストに添付できない場合は，任意の様式で写真の提出をお願いします。</p>
--

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

大崎市長 様

登録事業者名

氏 名

大崎市空家バンク制度媒介交渉結果報告書

空き家バンク登録物件の交渉について、次のとおり結果を報告します。

記

1 交渉物件

物件所在地

所有者名

2 交渉の結果

媒介契約の成否

成 立

【種別】  売 買  賃貸借

【契約予定年月日】 令和 年 月 日

不成立

【理由・所有者への助言等】

.....  
.....

様式第11号（第8条関係）

年 月 日

大崎市長 様

登録事業者名

氏名

大崎市空家バンク制度媒介契約更新・解除報告書

大崎市空家バンク登録物件の媒介契約について、次のとおり報告します。

記

1 交渉物件

物件所在地

所有者名

2 内容

更新

【更新年月日】 年 月 日

解除

【解除年月日】 年 月 日

【解除理由】

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

大崎市長 様

登録事業者名

氏名

大崎市空き家バンク制度契約結果報告書

空き家バンク登録物件の交渉について、次のとおり結果を報告します。

記

1 交渉物件

物件管理番号

所有者名

2 利用希望者

住所

氏名

3 契約結果

【契約種別】 売 買 賃貸借

【契約予定年月日】 年 月 日

【売買・賃貸契約金額】

売 買 円

賃 貸 円/月

様式第13号（第11条関係）

年 月 日

大崎市空家バンク登録取消申込書

大崎市長 様

申込者氏名

申込者住所

電話番号

1 物件管理番号

2 物件の所在地

上記の物件について、次の注意事項の内容を理解し同意の上、空家バンク登録の取消を申し込みます。

注 登録を取り消した後も、契約に関するトラブル等については、市は一切の責任を負いません。

- 様式第 1 号 (第 4 条関係)  
(令 4 告示 5 7・全改)
- 様式第 2 号 (第 4 条関係)  
(令 4 告示 5 7・全改)
- 様式第 3 号 (第 5 条関係)  
(令 4 告示 5 7・全改)
- 様式第 4 号 (第 5 条関係)  
(令 4 告示 5 7・全改)
- 様式第 5 号 (第 5 条関係)  
(令 4 告示 5 7・全改)
- 様式第 6 号 (第 6 条関係)  
(令 4 告示 5 7・全改)
- 様式第 7 号 (第 7 条関係)  
(令 4 告示 5 7・全改)
- 様式第 8 号 (第 7 条関係)  
(令 4 告示 5 7・全改)
- 様式第 9 号 (第 8 条関係)  
(令 4 告示 5 7・追加)
- 様式第 1 0 号 (第 8 条関係)  
(令 4 告示 5 7・追加)
- 様式第 1 1 号 (第 8 条関係)  
(令 4 告示 5 7・追加)
- 様式第 1 2 号 (第 1 0 条関係)  
(令 4 告示 5 7・追加)
- 様式第 1 3 号 (第 1 1 条関係)  
(令 4 告示 5 7・追加)

